

参考計算書（A）有資格者の割合の計算用

「介護福祉士の割合の算出」について、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用いて計算します。
 (例)令和3年度については、令和2年4月から令和3年2月までの常勤換算により算出した毎月の数値の平均をもって判断します。
 ※なお、常勤換算人数の計算に当たっては、計算の都度、小数点第2位以下は切り捨てて計算してください。

(注)新規事業所等は、下表のうち3月分の欄を使用して計算してください。

1 各月ごとに、実績数を元に常勤換算方法により、人数を計算してください。

月	常勤職員の 総勤務時間【A】 時間	介護職員の総勤務時間数 (常勤換算人数の計算) ⇒ (ア)÷【A】 = 1) 時間	介護福祉士の総勤務時間数 (常勤換算人数の計算) ⇒ (イ)÷【A】 = 2) 時間	時間
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				

2 各月の常勤換算後の人数を転記してください。

月	常勤換算人数	
	介護職員	介護福祉士
4月	1) 0.0	2) 0.0
5月	3) 0.0	4) 0.0
6月	5) 0.0	6) 0.0
7月	7) 0.0	8) 0.0
8月	9) 0.0	10) 0.0
9月	11) 0.0	12) 0.0
10月	13) 0.0	14) 0.0
11月	15) 0.0	16) 0.0
12月	17) 0.0	18) 0.0
1月	19) 0.0	20) 0.0
2月	21) 0.0	22) 0.0
合計	0.0	0.0

(B)÷実績月数 (C)÷実績月数

1月当たりの平均値

[E] 0.00 人
 ×100% = [F] %
 [D] 0.00 人

★上記[F]の数値が、サービス種類ごとに定められる割合以上であれば、算定できます。

◆サービス提供体制強化加算(I)の要件 介護福祉士の割合が70%以上
◆サービス提供体制強化加算(II)の要件 介護福祉士の割合が50%以上
◆サービス提供体制強化加算(III)の要件 介護福祉士の割合が40%以上

参考計算書（B）勤続7年以上職員の割合の計算用

「勤続3年以上職員の割合の算出」については、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。*）の常勤換算により算出した、毎月の数値の平均をもって判断します。

【(例)令和3年度については、令和2年4月から令和3年2月まで】

※なお、常勤換算人数の計算に当たっては、計算の都度、小数点第2位以下は切り捨てて計算してください。

(注)新規事業所等は、下表のうち3月分の欄を使用して計算してください。

1 各月ごとに、実績数を元に常勤換算方法により、人数を計算してください。

直接提供職員とは、『生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員』を指します。

月	常勤職員の 総勤務時間【A】 時間	直接提供職員の総勤務時間数 ⇒ (ア) 時間 (常勤換算人数の計算) (ア)÷【A】= 1) 人	勤続7年以上職員の総勤務時間数 ⇒ (イ) 時間 (常勤換算人数の計算) (イ)÷【A】= 2) 人
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			

2 各月の常勤換算後の人数を転記してください。

月	常勤換算人数	
	直接提供職員	勤続3年以上職員
4月	1) 0.0	2) 0.0
5月	3) 0.0	4) 0.0
6月	5) 0.0	6) 0.0
7月	7) 0.0	8) 0.0
8月	9) 0.0	10) 0.0
9月	11) 0.0	12) 0.0
10月	13) 0.0	14) 0.0
11月	15) 0.0	16) 0.0
12月	17) 0.0	18) 0.0
1月	19) 0.0	20) 0.0
2月	21) 0.0	22) 0.0
合計	0.0	0.0

(B)÷実績月数 (C)÷実績月数

1月当たりの平均値

(E) 0.00 人 × 100% = % (F)

(D) 0.00 人

★上記【F】の数値が、サービス種類ごとに定められる割合以上であれば、算定できます。

◆サービス提供体制強化加算(I)の要件

勤続年数10年以上の者が25%以上

◆サービス提供体制強化加算(Ⅲ)の要件

勤続年数7年以上の者が30%以上